

1. 監査指導の結果について

① 私立認可保育所等

	施設数	実施数
平成 29 年度実施	11	11

② 小規模保育事業所

	施設数	実施数
平成 29 年度実施	5	5

2. 主な指摘事項について

- ・他拠点への委託費の流用について確認し、国の通知に反する不適切な流用がある場合は、保育所の施設会計に返還すること。
- ・園庭の大型遊具は事故防止のため、できるだけ日常点検を行うよう努めること。
- ・（施設の）自己評価を実施すること。
- ・5年に1回程度、外部評価（第三者評価）を受けることが望ましい。また、その結果を公表するよう検討すること。
- ・請求書や領収書を適切に入手・管理すること。
- ・職員の出勤簿の不備が散見されるので、注意すること。
- ・保育園の開所時間は常に2人以上の保育士を配置すること。
- ・消火訓練を毎月実施すること。
- ・施設会計から支出される業務委託料に関し、その業者に決定した経緯は施設長が把握しておくこと。
- ・契約書に関して作成日等が空欄になっているので、今後は注意すること。
- ・同一法人内の他施設への年度を超えての委託費の貸付けは認められない。その観点から他施設の貸付けは法人本部が行うことが望ましい。
- ・施設内やこどもが通行する場所の掲示板にはセロテープを使用すること。
- ・非常口の近辺に障害物が置かれていたので、置き場所を変更し、避難経路を確保すること。
- ・研修の記録が整備されておらず、職員間の研修内容の情報共有もできていないので改善に努めること。
- ・地震の想定を踏まえ、軽量なものでも、こどもの頭より上の場所に備品を置くことは避けること。
- ・調理員は月1回以上の検便を受けること。